

## 秦野市小規模特認校の指定及び特認校制の実施に関する要綱

(令和元年9月6日施行)

(趣旨)

第1条 この要綱は、秦野市立学校の就学予定者等の就学すべき学校の指定に関する規則（昭和34年秦野市教育委員会規則第10号。以下「規則」という。）第2条第4項前段の規定に基づき、同条第1項の規定により指定された小学校にかかわらず、地域と連携した特色ある教育活動を推進している小規模な小学校（以下「小規模特認校」という。）の指定及び小規模特認校への就学を許可する制度（以下「特認校制」という。）の実施について必要な事項を定める。

(小規模特認校)

第2条 小規模特認校は、秦野市立上小学校とし、就学を認める学年は、全ての学年とする。

(募集人数)

第3条 特認校制により就学できる児童数は、その小規模特認校に在籍する児童数を勘案し、教育長が小規模特認校の校長と協議のうえ決定する。

(就学時期及び就学期間)

第4条 小規模特認校に就学する時期は、原則として毎年4月1日とする。ただし、教育長が特に認める場合は、この限りでない。

- 2 小規模特認校に就学する児童は、転出その他やむを得ない事情がある場合を除き、小学校を卒業するまでその小規模特認校に就学するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、教育長は、児童又は保護者の事情により小規模特認校への就学が困難と認めるときは、小規模特認校の校長と協議のうえ、その児童を規則第2条の規定により指定する小学校に転入させることができる。

(就学の申請)

第5条 特認校制により就学の申請をすることができる児童は、本市内に住所を有する者又は就学の前日までに本市に転入を予定している者とする。

- 2 特認校制により就学を希望する児童の保護者は、別に定める期間内に、小規模特認校就学申請書（第1号様式）を提出しなければならない。

(面談)

第6条 小規模特認校就学申請書の提出があったときは、教育長及び小規模特認校の校長は、その児童及び保護者と面談を行う。

(就学等の許可)

第7条 教育長は、前条の面談の結果を基に小規模特認校の校長と協議したうえで就学の可否を決定し、その児童の保護者に小規模特認校就学許可（不許可）通知書（第2号様式）により通知する。

2 第3条の規定により決定した募集人数を上回る申請があったときは、教育長が別に定める方法により選考を行う。

(就学後の遵守事項)

第8条 小規模特認校に就学した児童の保護者は、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 小規模特認校の教育活動、PTA活動等に協力すること。
- (2) 通学は、保護者の負担と責任において行うこと。

(中学校への入学)

第9条 規則第2条第4項後段の規定により、小規模特認校を卒業する見込みである児童がその小規模特認校について指定する中学校への入学を希望するときは、就学指定校の変更手続を行うものとする。

附 則

この要綱は、令和元年9月6日から施行する。

小規模特認校就学申請書

（宛先）

秦野市教育長

申請者（児童の保護者）

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

次のとおり、小規模特認校への就学を申請します。

児 童	フリガナ		続柄
	氏名		
	生年月日	年 月 日生	
	住 所	秦野市	
	指定を受けた学校	秦野市立 小学校 第 学年	
	就学を希望する学校	秦野市立上小学校 第 学年	
	就学を希望する期間	年 月 日から 年 月 日まで	
	通 学 の 手 段 (該当する手段に○)	保護者送迎・公共交通機関（バス・電車） その他（ ）	
	申 請 理 由		

第2号様式（第7条関係）

F No. . . . ( )  
年 月 日

様

秦野市教育委員会教育長

小規模特認校就学許可（不許可）通知書

年 月 日付けで申請のありました小規模特認校就学申請について、次のとおり通知します。

1 許可します

児童	フリガナ 氏 名		続 柄
	生 年 月 日	年 月 日生	
	住 所	秦野市	
就学を許可した学校	秦野市立上小学校 第 学年		
就学を許可した期間	年 月 日から 年 月 日まで		
遵 守 事 項	1 小規模特認校の教育活動、PTA活動等に協力すること。 2 通学は、保護者の負担と責任において行うこと。		

2 不許可とします

不許可とした理由	
----------	--